

「道路事業評価手法検討委員会」設置要綱

(設置)

第1条 道路局に道路事業評価手法検討委員会(以下「委員会」という)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、道路事業に係る事業評価手法に関する事項について調査審議し、評価の適正化に関する検討を行う。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、道路局長が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから、道路局長が任命する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(顧問)

第5条 委員会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、道路局長が任命する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(公開)

第7条 会議は、公開とする。

2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。

3 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合は、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。